

茅ヶ崎市訓令第1号

庁 中 一 般

出先機関全般

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年2月29日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する訓令

茅ヶ崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成28年茅ヶ崎市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第8条関係）

組織	職員	勤務時間	休憩時間	週休日
企画政策部 秘書課	秘書担当に属する職員	午前8時から午後4時45分まで	午後0時から午後1時まで	日曜日及び土曜日
		午前8時30分から午後5時15分まで	午後0時から午後1時まで	
市民部市民課	辻堂駅前出張所に勤務する職員以外の職員（課長を除く。）	午前8時15分から午後5時まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	日曜日及び土曜日
		午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	
	辻堂駅前出張所に勤務する職員	午前8時15分から午後5時まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	日曜日及び土曜日
午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限			
午前11時から午後7時45分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限			

市民部小出支所	総務担当に属する職員	午前8時15分から午後5時まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	日曜日及び土曜日
		午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	
	斎場長	午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	4週間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、16日（第2条第1項ただし書の規定による定年前再任用短時間勤務職員（以下「特例定年前再任用短時間勤務職員」という。）にあっては、12日））とし、業務の実情に応じて所属長の指定する日
	斎場に勤務する職員（斎場長を除く。）	午前8時から午後4時45分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	4週間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、16日（特例定年前再任用短時間勤務職員にあっては、12日））とし、業務の実情に応じて所属長の指定する日
福祉部保険年金課	全ての職員（課長を除く。）	午前8時15分から午後5時まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	日曜日及び土曜日
		午前8時30分から午後5時15分まで	1時間とし、業務の実情に応じて所属長の指定する時限	
こども育成部保育課	保育園に勤務する保育士である職員	午前7時から午後3時45分まで	午前10時30分から午前11時30分まで	4週間につき8日（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、16日（特例定年前再任用短時間勤務職員にあっては、12日））とし、日曜日及び業務の実情に応じて所属長の指定する日
		午前7時15分から午後4時まで	午前10時45分から午前11時45分まで	
		午前7時30分から	午前11時から午後	

		午後4時15分まで	0時まで	
		午前7時45分から 午後4時30分まで	午前11時30分 から午後0時30分 まで	
		午前8時から午後4 時45分まで	午前11時30分 から午後0時30分 まで	
		午前8時15分から 午後5時まで	午前11時45分 から午後0時45分 まで	
		午前8時30分から 午後5時15分まで	午後0時から午後1 時まで	
		午前9時から午後5 時45分まで	午後0時30分 から午後1時30分 まで	
		午前9時15分から 午後6時まで	午後1時から午後2 時まで	
		午前9時30分から 午後6時15分まで	午後1時から午後2 時まで	
		午前10時15分 から午後7時まで	午後1時45分 から午後2時45分 まで	
	保育園に勤務 する施設給食 調理員である 職員	午前8時から午後4 時45分まで	午前11時30分 から午後0時30分 まで	4週間につき8日（定 年前再任用短時間勤務 職員にあっては、16 日（特例定年前再任用 短時間勤務職員にあっ ては、12日））とし 、日曜日及び業務の実 情に応じて所属長の指 定する日
		午前8時30分から 午後5時15分まで	午後0時から午後1 時まで	
環境部環境 事業センタ ー	業務担当に属 する職員	午前6時45分から 午後3時30分まで	午後0時から午後1 時まで	4週間につき8日（定 年前再任用短時間勤務 職員にあっては、16 日（特例定年前再任用 短時間勤務職員にあっ ては、12日））とし 、日曜日及び業務の実 情に応じて所属長の指 定する日
		午前8時15分から 午後5時まで	午後0時から午後1 時まで	

	所長及び管理 担当に属する 職員	午前 8 時 1 5 分から 午後 5 時まで	午後 0 時から午後 1 時まで	4 週間につき 8 日（定 年前再任用短時間勤務 職員にあつては、1 6 日（特例定年前再任用 短時間勤務職員にあつ ては、1 2 日））とし 、日曜日及び業務の実 情に応じて所属長の指 定する日
会計課	全ての職員（ 課長を除く。 ）	午前 8 時から午後 4 時 4 5 分まで	午前 1 1 時から午後 0 時まで	日曜日及び土曜日
		午前 8 時 3 0 分から 午後 5 時 1 5 分まで	午後 0 時から午後 1 時まで	

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。